

平成 29 年度 事業計画
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

公益社団法人とやま被害者支援センター

項目	細目	内 容	期 間 等
相談事業	電話相談	事件、事故の犯罪被害者等の精神的なケアや情報提供のため、犯罪被害相談員等が専用電話で相談を受ける。必要に応じて関係機関・団体を紹介する。	毎週月～金曜日 10:00～16:00 (祝祭日・年末年始を除く。)
	面接相談	犯罪被害者等にとってより適切な支援を行うため面接による相談を行い、最適かつ専門的援助・解決方策等について共に考えるなどのサポートを行う。	予約制(祝祭日・年末年始を除く。)
	専門相談	専門的な対応が必要なケースについては、富山県弁護士会犯罪被害者支援委員会所属弁護士による法律面接相談、臨床心理士等による心理面接相談を行い、問題解決に向けて支援を行う。	弁護士による法律相談 予約制(原則毎月最終水曜日 10:00～12:00)
直接的支援事業	危機介入と支援ニーズ把握	重大事件・事故については、被害発生直後から警察の情報提供を受け、被害者等の支援ニーズの把握と全国ネットワーク加盟傘下の各センター、県・市町村との連携など危機介入に努める。	発生等の都度
	心療・生活支援の積極的実施	被害者等の病院への付添い、カウンセリング等の心療支援を行い、早期に原状に近い状態への回復を図る。また、自宅訪問の中で、被害者に寄り添いつつ家事・買い物等必要な生活支援を積極的に行う。	必要に応じて
	同行支援と社会的資源の活用	犯罪被害者等に対して、訪問、傍聴付添、代理傍聴、関係機関との連絡調整、その他の直接的な支援を実施する。 必要により、富山県、各市町村並びに他機関等と連携を図りながら実施する。	必要に応じて
	犯罪被害者等給付金裁定申請手続きの補助	犯罪被害者等早期援助団体として、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする被害者等が行う裁定の申請に関して、手続きの概要説明及び申請に必要な書類の教示、並びに申請書類の記載事項の説明等補助を行う。	必要に応じて
	被害者等の自助グループの支援	被害からの精神的回復を目的とした被害者の自助グループの例会運営をサポートするとともに、自助グループを必要とする被害者等に情報が届くよう適切な広報に努める。	毎月 1 回開催

広報啓発事業	広報啓発活動	<p>当支援センターの活動等に対する理解を深めるとともに、犯罪被害者等が相談するきっかけとなり、また、支援に繋がることを目指し、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動を行う。</p> <p>より効果的な活動のため、富山県、富山県警、他関係機関等との連携、協力に努める。</p> <p>ア 広報紙「とやま被害者支援センターだより」の発行</p> <p>イ パンフレット、メモ帳等の広報資料の作成・配布</p> <p>ウ 中学校・高等学校等で開催される「命の大切さを学ぶ教室」及び「企業・団体・地域を対象とした講演」の実施</p> <p>エ 他機関への講師の派遣</p> <p>オ ホームページを利用した情報の発信</p> <p>カ 市町村広報紙を活用した広報活動</p> <p>キ 「犯罪被害者週間」関連行事としての街頭啓発活動・講演会等の実施</p> <p>ク 他機関等の広報媒体及び他団体行事の効果的活用</p> <p>ケ 報道機関に対する積極的な情報提供</p>	<p>年3回(5,8,12月)</p> <p>7市1町 年3回</p> <p>JR 富山・高岡駅前</p> <p>11月</p> <p>交通安全県民大会、富山県地域安全大会、富山県暴力追放大会、警察音楽隊演奏会</p>
	各市町村巡回合同広報啓発キャンペーンの実施	<p>新規事業として、県下15市町村を対象とした広報パネル展示、広報チラシ等の配布など巡回・合同広報啓発キャンペーンの実施を通じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者支援センター活動の周知広報 被害者支援活動に対する理解と協力 各市町村との連携協力体制の確保 <p>などに努める。</p>	
人的基盤の充実強化と委託事業	人的基盤の充実強化	<p>「富山県犯罪被害者支援条例」の制定を機として新規に、</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者支援事務局職員(常勤)1名 被害者支援事務局職員(非常勤)1名 <p>を採用、うち1名を支援活動責任者、1名を活動推進員(研修担当)とし、体制及び活動の充実強化を図る。</p>	
	支援事業の強化推進	<p>上記の増員職員は、県警察からの直接支援・研修委託支援事業に伴う業務委託職員として、既存の支援職員とボランティアとの2人1組の複数支援体制を確立、</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪発生直後からの危機介入による被 	

		<p>被害等の早期援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者相談活動及び直接的支援活動の充実強化による途切れのないきめ細かな支援の実施 ・支援活動員の計画的な研修等人材育成 ・県民の幅広い理解と協力を得るための広報啓発活動の推進に努める。 	
支援員の養成・支援スキルの向上	研修会等の開催	<p>相談及び直接的支援等に関する知識や技能向上を図るため、臨床心理士、弁護士、医師等の協力会員を講師とした</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成講座(新規ボランティア採用時) ・事例検討会 ・継続研修(ロールプレイ、講義、見学実習、コーディネーター等招致研修) <p>研修会等を開催する。</p>	6月から翌3月までの年間10回
	研修会等への参加	<p>犯罪被害相談員、直接支援員等の知識、技能等のスキルアップを図るため、全国被害者支援ネットワーク等が主催する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援全国フォーラム ・秋季全国研修 ・東海・北陸ブロック質の向上研修(前期・後期) ・都民センター等における実地研修 ・全国コーディネーター研修 ・その他全国ネット、他機関・団体主催の課題研修 <p>等各種研修会へ積極的に参加させる。</p>	<p>H29.9.30</p> <p>H29.10.1～2</p> <p>前期 H29.7.23～24</p> <p>後期 未定</p> <p>未定</p>
	調査・研修	<p>犯罪被害者等のニーズを把握し、支援の在り方や当センターとしての支援の資質向上を図るため必要な調査・研修を行うほか、当センターの認知・理解度等についてアンケート調査等を行い各種広報・啓発活動に反映させる。</p>	
	新規ボランティアの採用	<p>相談及び直接的支援等の事業活動を充実させるため、新規ボランティアを募集する。</p> <p>現在籍ボランティア24名+若干名</p>	H29.4
会議	理事会	<p>定時社員総会の招集及び同総会に附すべき事項(平成28年度事業報告及び収支決算報告並びに監査報告)、及び役員の改選(案)について審議するほか、業務執行上について報告を受ける。</p>	H29.5

	定時社員 総会・臨時 理事会	平成 28 年度事業報告及び収支決算報告 (監査報告)について審議、議決する。 役員の改選について審議、議決するほか、 臨時理事会において理事長等選任する。	H29.6
	理事会	臨時総会の招集及び同総会に附すべき事 項(平成 30 年度事業計画案・収支予算案)並 びに会員の入会等に関する事項について審 議、議決する。	H30.2
	臨時社員 総会	平成 30 年度事業計画及び収支予算につい て審議、議決する。 重要な審議案件が生じた場合は、その都 度、定款第 15 条の規定に基づき開催する。	H30.3(H30 年度事業開 始前) 必要な都度
関係機 関・団体と の連携に よる支援 活動	全国被害 者支援ネ ットワー ク	全国被害者支援ネットワークの会員相互 の連携、協力を図るとともに、被害者支援に 関するネットワークの事業に参加し、幅広い 知識と新しい情報の収集に努める。 ・総会 ・理事長会議 ・新任事務局長会議 ・事務局長会議、 ・東海・北陸ブロック会議 ・支援活動責任者会議 ・自助グループ運営連絡会議	H29.5.27 H29.8.25 H29.4.20 H29.4.21 H30.3.(未定・福井県) H29.8.5,6 未定
	関係機・団 体等との 連携	「富山県犯罪被害者等支援条例」(4.1 施 行)に伴い設置予定の ・犯罪被害者等支援協議会(仮称) 等との緊密な連携のもと被害者支援の充実 強化に努める。また ・県・警察(防災・危機管理課・警察相談課) ・検察庁、法テラス、保護観察所 ・各警察署ネットワーク 等関係機関・団体との連携、情報交換に努め る。	協議会(仮称)の設置に 伴い「富山県犯罪被害 者支援連絡協議会」等 は、発展的解消の予定
安定的な 財政基盤 の整備	ファンド レイジン グ活動の 継続	平成 28 年度を初年度とする第 2 期財政基 盤確立 3 か年計画に基づいて、企業、各種団 体を中心に法人賛助会員の確保・拡大に努め る。	
	その他自 主財源の 確保	寄付金集め、募金箱の設置・寄附金付き自 動販売機の設置、ホンデリング、イエローレ シートキャンペーンに参加する等自主財源 確保のための活動を展開する。	

